

古代の身分制度について ～巨大古墳の担い手は誰か～

メモ) 鉄本 2023.09.12

来館者からのよくある質問の1つに、「古墳作りは**奴隷**だったのですか？」があります。そこで古代の身分制度を簡単に整理し**古墳築造の担い手**を考えてみました。

1. 巨大古墳の築造作業は誰が担ったのか？

古墳築造の設計・技術面を担ったのは、その技術を持っていた渡来人など限られた技術者であったと考えられるが、盛土や葺石などの力仕事は多くの人員を動員する必要がある。では、その人員はどういう階層の人民であったのか。

(1) 奴隷・奴婢・農奴とは

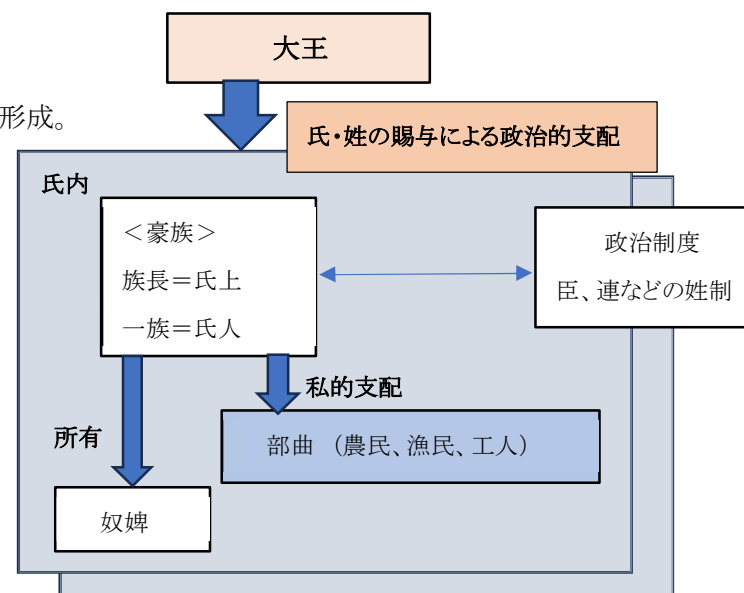
- ① 奴隷： 他者によって人格ごと所有、支配される人間で、法的には動産の一種とみなされた。戦争捕虜や略奪の犠牲者となった外国人が奴隷とされた。
ローマ帝国時代の奴隷制度、大航海時代の大西洋奴隷貿易、アメリカ合衆国の奴隷制度など。
- ② 奴婢： 中国では奴隷を「奴婢」と称した。「奴」は男性、「婢」は女性のこと。犯罪と捕虜によるもののほか、借金のために妻子を売る場合もあった。奴隷と同様売買の対象となったが、財産権や婚姻が認められていた。また、一定の条件で良民となる道もあった。
- ③ 農奴： 封建社会の生産労働の基本的要素。一生、領主に隷属し領主から貸与された土地を耕作・収益し、領主への賦役・貢租の義務を負う農民。逃亡、転住、転業は厳禁され、身分的には強い束縛を受けていた。

(2) 古墳時代の身分制 「氏姓(うじかばね)」

- ① 氏(うじ)： 氏上(族長)は祭祀権を持ち、これを頂点に血縁者や非血縁者の家族が氏集団を形成。
氏内には氏人(うじびと)の他、奴婢や部曲(かきべ)が所属していた。
地名由来＝葛城、蘇我、出雲など 職業由来＝大伴、物部、土師など
- ② 姓(かばね)： 姓には、氏の出自によって与えられるものと、大和王権の官職と関連して与えられるものがあった。
前者は、蘇我臣、春日臣、紀臣など (=天皇の子孫系)
大伴連、中臣連、物部連など (=神武以前の神々の子孫系)
後者は、造(みやつこ)、直(あたい)、君(きみ)など

(3) 人口構成から古墳築造の担い手を推定

奈良時代の戸籍・記帳のデータを手掛かりに、古墳築造の担い手を推定する。



【 8世紀の現存戸籍による人口表 】

国	郷・里	1戸		良民男			良民女			奴		婢				
		戸数	総数	あたり 平均人数	6歳 以上	5歳 以下	計	6歳 以上	5歳 以下	計	6歳 以上	5歳 以下	計			
御野国	春部里	26	595	22.9	217	51	268	268	39	307	8	1	9	11	0	11
	栗栖田里	15	255	17	100	16	116	106	27	133	2	0	2	4	0	4
	肩々里	2	122	61	26	6	32	26	2	28	27	4	31	28	3	31
	(里未詳)	3	37	12.3	17	2	19	16	2	18	0	0	0	0	0	0
	三井田里	6	109	18.2	37	9	46	51	8	59	1	0	1	3	0	3
筑前国	半布里	54	1119	20.7	446	95	541	464	87	551	13	1	14	11	2	13
	川辺里	13	211	16.2	73	19	92	97	20	117	1	0	1	1	0	1
豊前国	塔里	4	114	28.5	47	8	55	47	12	59	0	0	0	0	0	0
	加目久也里	2	43	21.5	15	4	19	20	4	24	0	0	0	0	0	0
	丁里	14	293	20.9	121	22	143	113	24	137	4	3	7	5	1	6
山城国	雲上里	4	93	23.3	44	8	52	26	5	31	6	0	6	4	0	4
	雲下里	9	175	19.4	48	10	58	88	6	94	9	0	9	13	1	14
	右京三条三坊	2	29	14.5	13	0	13	12	0	12	3	0	3	1	0	1
	(里未詳)	13	218	16.8	84	12	96	97	18	115	1	0	1	4	2	6
越前国	山背郷	1	48	48	18	1	19	25	4	29	0	0	0	0	0	0
計		168	3,461	20.6	1,306	263	1,569	1,456	258	1,714	75	9	84	85	9	94

(注)

* 御野国 = 美濃国 岐阜

* 筑前国 = 福岡

* 豊前国 = 福岡/大分

* 山城国 = 京都

* 越前国 = 福井

出典：『経済研究 VOL71 2020』 論考「奈良時代における収入格差について」 高島正憲

上記の表から身分別に集計すると、人口構成は次のようになる。(単位:人)

総数	良民男			良民女			奴			婢		
	合計	6歳以上	5歳以下	合計	6歳以上	5歳以下	合計	6歳以上	5歳以下	合計	6歳以上	5歳以下
3461	1569	1306	263	1714	1456	258	84	75	9	94	85	9
100%	45.3%	37.3%	7.6%	49.5%	42.1%	7.5%	2.4%	2.1	0.3%	2.7%	2.5%	0.2%

なお、支配者層(律令官人)は、8世紀初頭において3~5万人程度であり、人口比では1%未満であった。(奈良時代前半の総人口は580万~640万人)

【結論】 古墳時代においても上記と同様の人口比とすれば、奴婢(6歳以上)の人口比率は5%未満であり、古墳築造担い手としてはパワー不足である。

当時の人口の9割以上は部曲などの良民であり、巨大古墳は大王を支持する豪族の配下にある良民の働きによってなし得たと言える。

2. 各時代の身分制度と統治機構

	弥生時代(3世紀)	律令制以前(5~6世紀)	律令制以降(7世紀以降)
主な史料・文献	『魏志倭人伝』	『記紀』 允恭期「盟神探湯」	『大宝律令』、『養老律令』、『庚寅年籍』
制度名	明確な制度名は未詳 原始的カバネの存在	氏姓制度(「うじかばね」制度) 「ひこ・ひめ」などの尊称を起源とする。	八色(やくさ)の姓(かばね) 天武天皇が684年に再編した8種の姓。
統治機構	<p>=支配者層= ・王(氏族長) ・大人(たいじん): 支配共同体の長 ヒコ、ヒメ、戸畔(とべ)、 耳(みみ)、玉(たま)、 主(ぬし)、守(もり)、 根子(ねこ)などの呼称がある。 ・大官(たいかん): 高官の呼称(クニ毎に異なる) 「卑狗(ひこ)」(対馬国) 「多模(たも)」(不弥国) 「弥弥(みみ)」(投馬国)など</p> <p>=被支配者層= ・下戸(げこ): 奴僕、下級役人、一般庶民 ・生口(せいこう): 貢物の意味で奴隷のこと</p> <p>『魏志倭人伝』には、卑弥呼の死に際して、「殉葬者奴婢百餘人」と記されており、「奴婢」の存在が伺える。</p>	<p>=政治機構=(支配層) ①政権の中枢は、臣(おみ)、連(むらじ)である。 臣は神武天皇以降の天皇の子孫、連は神武天皇以前の神々の子孫に与えられた。前者には、葛城臣、平群臣、蘇我臣などの他に上毛野君、息長公などがある。連(むらじ)を称する氏は中臣連、物部連など。 ②実務を担ったのは、造(みやつこ)、直(あたい)などである。伴造、秦造が代表的なもの。直は全国各地の国造に与えられた。</p> <p>=人民支配=(被支配者層) 「部民(べみん)制」 大和王権から与えられた農民・漁民などで、氏に対して貢納と賦役の義務を負わされていた。 ①職業名を帯びるもの: 職掌・技術によって王権に奉仕。馬飼部、鍛冶部、鳥取部など。総称として品部(しなべ)という。 ②皇族名・宮名を帯びるもの: 皇族の所有民。名代(なしろ)、子代(こしろ)で皇族に奉仕するもの。蝮(たじひ)部、穴穂部など ③豪族の氏名を帯びるもの: 豪族の所有民で部曲(かきべ)という。大伴部、蘇我部など。大化改新で廃止され公民とされる。</p>	<p>=政治機構(八種の姓)=(支配層) 臣、連の位を下げ、皇親を天皇の側近とする体制に再編。 ・真人(まひと)=皇室に近い近親氏族 ・朝臣(あそみ)=中臣、物部など有力氏族 ・宿禰(すくね)=大伴、佐伯など ・忌寸(いみき) ・道師(みちのし) ・臣(おみ) ・連(むらじ) ・稻置(いなぎ)</p> <p>=人民支配= 良賤制 (被支配者層) 良人身分(良民)と賤身分(賤民)に大別。</p> <p>【良民】 ①貴族官人層 ②公戸の民: 百姓(ひやくせい)。部民から解放された班田農民が中心。 ③雑色人(ぞうしきにん): 品部、雑戸(ざっこ)</p> <p>【賤民】「五色の賤」(五賤) ①官奴婢: 陵戸、官戸(かんこ)と官奴婢に区分。 ・陵戸=治部省の諸陵司に隷属し山陵の警備に当たった。良民と同額の口分田が与えられた。 ・官戸=官司の雑役に従事。犯罪により没官された良民で官奴婢より上位。良民と同額の口分田が与えられた。76歳以上になると良民となる。</p>

		<p>【奴(やつこ)】 奴(やつこ)という卑賤視される者の存在はあったが、制度的に明確化されたものではなかった。 氏内の各家族に所有され売買、贈与、相続の対象となった。</p> <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="837 635 1357 863"> <tr> <td>五賤</td> <td>結婚対象</td> <td>売買</td> <td>名字</td> </tr> <tr> <td>陵戸</td> <td>当色婚</td> <td>非対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>官戸</td> <td>同身分</td> <td>非対象</td> <td>無姓</td> </tr> <tr> <td>官奴婢</td> <td>同身分</td> <td>対象</td> <td>無姓</td> </tr> <tr> <td>家人</td> <td>同身分</td> <td>非対象</td> <td>無姓</td> </tr> <tr> <td>私奴婢</td> <td>同身分</td> <td>対象</td> <td>無姓</td> </tr> </table>	五賤	結婚対象	売買	名字	陵戸	当色婚	非対象		官戸	同身分	非対象	無姓	官奴婢	同身分	対象	無姓	家人	同身分	非対象	無姓	私奴婢	同身分	対象	無姓	<ul style="list-style-type: none"> ・官奴婢＝公奴婢ともいう。大王家・朝廷に隷属する常奴婢(じょうぬひ)と没官により官有となった今奴婢(ごんぬひ)に区分される。官司や宮殿に配属され諸雑役に従事。66歳になると官戸とされた。 ②私奴婢： 家人(けにん)と私奴婢に区分。良民化が進み、平安中期には解体した。 ・家人＝私奴婢より上位の身分。売買はされず、家庭を持つことも許された。 ・私奴婢＝7世紀後半頃までは人身売買や債務による人民の奴婢への没落が顕著であったが、690年の庚寅年籍(こういんねんじやく)により良民と賤民の区分が固定化された。私奴婢の所有は中央貴族官人層と地域族長層に限られ、割合は人口の数%から1%程度であった。私奴婢には一定の口分田が与えられ税負担は免除された。
五賤	結婚対象	売買	名字																								
陵戸	当色婚	非対象																									
官戸	同身分	非対象	無姓																								
官奴婢	同身分	対象	無姓																								
家人	同身分	非対象	無姓																								
私奴婢	同身分	対象	無姓																								

【参考文献】

- ・『経済研究 VOL71 2020』 論考「奈良時代における収入格差について」 高島正憲
- ・『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』 石原道博編訳 岩波文庫
- ・『日本大百科全書』 小学館
- ・『山川 日本史小辞典』 山川出版社 2001
- ・『詳説日本史研究』 山川出版社 2020 「ヤマト政権と政治体制」の章
- ・『日本歴史大辞典』 小学館 2007
- ・『日本歴史館』 小学館 1993